

船舶事故調査報告書

平成26年2月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）

委 員 庄 司 邦 昭

委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年7月21日（日） 10時50分ごろ
発生場所	山口県萩市 ^{たまえ} 玉江漁港 萩市所在の ^{たまえ} 玉江港灯台から真方位071°120m付近 （概位 北緯34°24.9′ 東経131°22.4′）
事故調査の経過	平成25年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{みさき} 美咲ちゃん ^{ツー} Ⅱ、5トン未満 291-40222山口、個人所有 2.00m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP ガソリン機関、80.91kW、平成13年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年5月14日 免許証交付日 平成25年5月24日 （平成31年5月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前部座席に同乗者を1人乗せ、玉江漁港において、トーイングロープでボーター1人が乗ったウェイクボードを引くために発進した際、平成25年7月21日10時50分ごろ船長が横転した。 船長は、横転前又は横転後、‘ボーターを引くために船尾中央に取り付けたポール’（以下「本件ポール」という。）が、着用していた救命胴衣の内側に入り込み、水面上に顔を出すことができない状態となり、その後、仲間に本件ポールから離されて陸上に運ばれた。 船長は、事故目撃者が要請した救急車が到着するまでの間、その場に居合わせた人により、人工呼吸が施され、到着した救急車で病院に運ばれたが、13時29分ごろ医師に死亡が確認され、死因は、溺死と検案された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮高 約0.7m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんと比べて体調に異変はなく、睡眠不足の状態ではなかった。</p> <p>船長は、家族を含め6人のグループにより、09時30分ごろから本事故発生場所付近で遊走を行っていた。</p> <p>船長は、長年にわたりウェイクボードの経験があり、本事故発生場所付近でも約20年の経験があった。</p> <p>船長は、飲酒をしていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件ポールの高さは、約0.75mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、玉江漁港において、ボーダー1人が乗ったウェイクボードを引こうとして発進した際、船長が、横転し、本件ポールが着用していた救命胴衣の内側に入り込んだことから、水面上に顔を出すことができない状態となり、死亡するに至ったものと考えられるが、船長が横転した状況及び本件ポールが船長が着用していた救命胴衣の内側に入り込んだ状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、玉江漁港において、ボーダー1人が乗ったウェイクボードを引こうとして発進した際、船長が、横転し、本件ポールが着用していた救命胴衣の内側に入り込んだため、水面上に顔を出すことができない状態となったことにより発生したものと考えられる。</p>